

1. 改訂の基本的な考え方

- (1)被災府県等が実施した、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨等の検証結果等の反映
- (2)現行プラン策定後の法（災害対策基本法、水防法等）や防災基本計画等の改正内容の反映
- (3)広域連合の広域防災にかかる取組の成果等を踏まえた内容の充実

2. 共通の主な改訂内容

(1) 関係機関との連携

① 被災市区町村応援職員確保システム（総務省）の創設等を踏まえた関係機関との連携

- ・ 平時から広域応援制度の調整主体である総務省、全国知事会等と連携
[追記：【地】Ⅱ-1-(4) p.18、【水】Ⅱ-1-(7) p.26]
- ・ 広域連合による従前からの被災地応援と、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム（H30）」による応援との調整 [追記：【地】Ⅲ-2-4 p.63【水】Ⅲ-3-(3) p.76]

② ボランティア活動の推進

- ・ 構成団体は平時から社会福祉協議会、NPO、中間支援組織等と活動調整・情報共有等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進（R元防災基本計画修正）
[修正：【地】Ⅱ-1-(8)-① p.21、Ⅲ-2-7 p.71 【水】Ⅱ-1-(9)-② p.27]

③ 構成府県による災害時保健医療体制の整備

- ・ 被災地において、急性期から慢性期への移行を円滑に進めるため、災害医療コーディネーターの養成を推進（R元防災基本計画修正） [追記：【地】Ⅱ-3-(1)-⑥ p.27 【水】Ⅱ-2-(9) p.32]
- ・ 災害拠点病院をはじめとする医療機関における業務継続計画（BCP）等の作成を促進するとともに、災害拠点病院間の連携体制の強化を支援 [追記：【地】Ⅱ-3-(1)-⑥ p.27【水】Ⅱ-2-(9) p.32～33]
- ・ 災害時の保健医療活動の総合調整を進めるため、保健医療調整本部を整備（H30防災基本計画修正） [追記：【地】Ⅱ-3-(1)-⑦ p.27 【水】Ⅱ-2-(10) p.33]

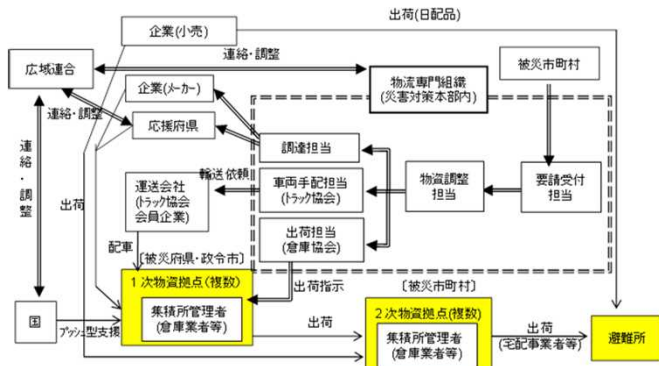
④ 構成団体による災害廃棄物対策の推進

- ・ 民間事業者も含む広域連携・協力体制の構築と災害時の廃棄物処理能力の強化（H27廃棄物処理法及びH27災害対策基本法改正）
[修正：【地】Ⅱ-3-(1)-⑩ p.29、Ⅲ-2-9 p.75 【水】Ⅱ-2-(11) p.33、Ⅲ-3-(21) p.82]

(2) 関西広域連合の取組成果の反映

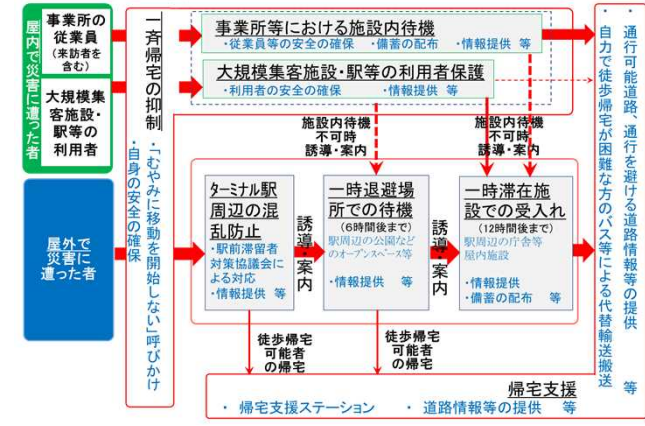
① 緊急物資円滑供給システムの推進

- ・ 「緊急物資円滑供給システム」、「関西災害時物資供給協議会」、「基幹的物資拠点（0次拠点）」など広域連合が推進する取組を反映
[修正：【地】Ⅱ-3-(1)-③ p.25【水】Ⅱ-2-(4)-①、② p.29～30]



② 『関西広域帰宅困難者対策ガイドライン』の策定

- ・ 一斉帰宅の抑制、ターミナル駅周辺の混乱防止、帰宅支援・情報提供等 広域連合が推進する取組を反映 [修正：【地】Ⅱ-3-(1)-⑨ p.28、Ⅲ-2-8 p.73]
- ・ 発災時間帯別にとるべき行動、施設内待機等について企業等の計画に盛り込むことを促進 [修正：【地】Ⅱ-3-(1)-⑨ p.28、Ⅲ-2-8 p.73]



3. 地震・津波災害対策編の主な改訂内容

(1) 南海トラフ地震対策に関する記載内容の充実

① 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

- ・ 同時発生の対応を基本としながら、時間差発生の対応についても『南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン』（平成31年3月内閣府）を踏まえ、広域連合の対応を整理 [追記：Ⅲ-1-(4)-② p.45]

発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	
異常現象	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべり
求められる対応	巨大地震警戒対応 (一週間) ・ 事前避難対象地域の住民は避難 ・ 高齢者等事前避難対象地域の要配慮者は避難、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて自主的に避難 等 ※ 一週間経過後、巨大地震注意対応をとる。	巨大地震注意対応 (一週間) ・ 日頃からの地震への備えを再確認 ・ 必要に応じて自主的に避難 等	巨大地震注意対応 (すべりが収まったと評価されるまで) ・ 日頃からの地震への備えを再確認 等
広域連合の対応	・ 後発地震に備えた広域応援・支援体制の構築 ・ 事前避難対象地域に該当し、避難所等を開設した府県からの要請に基づく支援 ・ 府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ	・ 府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ	

② 防災基盤施設の整備促進

- ・ 構成団体は、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震防災上重要な施設等の整備を行うとともに、最大クラスの津波に備えてハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防護の津波防災地域づくりを推進 [追記：Ⅱ-3-(7)-① p.33]

※【地】は地震・津波災害対策編、【水】は風水害対策編を示す。

4 風水害対策編の主な改訂内容

(1) 住民避難の実効性の向上

① 構成団体による住民主体の防災対策の強化

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、地域の災害リスクととるべき避難行動、自分の逃げるタイミングを決めておくこと等の周知 (H31避難勧告等に関するガイドライン改定) [追記：Ⅱ-4-(3) p. 51、Ⅱ-5-(1) p. 60]
- 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進 (R元防災基本計画修正) [修正：Ⅱ-5-(1) p. 60]
- 避難訓練と合わせた防災教育の推進による地域防災力の向上 (R元防災基本計画修正) [修正：Ⅱ-5-(1) p. 60]

【避難のタイミングを明確化】

警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき 行動	行動を促す 情報	防災気象 情報
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川洪水 予報 土砂災害警戒 情報 警戒 危険度分布等
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	

【避難勧告等の具体的な発令基準・範囲を市町村が設定する際の留意点】

	発令基準	発令対象区域
洪水等	水位情報、施設情報、台風情報、洪水警報等により具体的に発令基準を設定	細分化しすぎることなく、洪水等により命を脅かす恐れのある範囲を予め具体的に設定
土砂災害	土砂災害警戒情報発表時には直ちに避難勧告発令を基本的に発令基準を設定	土砂災害に関するメッシュ情報と合わせた土砂災害警戒区域を予め具体的に設定
高潮災害	高潮警報等発表時には直ちに避難勧告等発令を基本的に具体的な発令基準を設定	規模別の予想最高潮位に応じた想定避難区域が特定できるよう予め具体的に設定

② 警戒レベルの運用

- 住民が情報の意味を直感的に理解できるよう避難情報、防災気象情報を住民のとるべき行動に対応させて5段階で提供 (H31避難勧告等に関するガイドライン改定) [追記：Ⅱ-4-(3)-③ p. 53]

③ 避難勧告等の発令基準・範囲の設定・改善

- 市町村は、住民の効果的な避難につながるよう具体的な基準・範囲を設定。構成府県は、市町村の避難勧告等の発令を支援するため情報提供 (H29防災基本計画修正) [追記：Ⅱ-4-(3)-④ p. 54～55]

【情報提供内容】

- 洪水規模・決壊地点別の浸水想定区域情報
- 土砂災害警戒情報を補足する情報
- 規模別高潮浸水想定区域情報 [追記：Ⅱ-4-(3)-④ p. 55]

④ 地下街・要配慮者利用施設等の所有者・管理者等による防災体制の整備

- ビルの管理者等と連携した地下街の避難確保・浸水防止計画の作成 (H27水防法改正) [追記：Ⅱ-5-(3)-① p. 63]
- 要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画策定及び避難訓練実施の義務化 (H29水防法及びH29土砂災害防止法改正) [追記：Ⅱ-5-(3)-② p. 63]

(2) 事前防災の推進

① 最大規模の降雨・高潮を想定した対策

- 洪水の浸水想定区域を想定しうる最大規模の降雨を前提とした区域に拡充 (H27水防法改正) [修正：Ⅱ-3-(2)-① p. 36、Ⅱ-4-(2) p. 50]
- 構成団体は内水及び高潮についても想定しうる最大規模の降雨・高潮を前提とした浸水想定区域を指定・公表。市町村はハザードマップを作成・改訂 (H27水防法改正) [修正：Ⅱ-3-(2) p. 38・42、Ⅱ-4-(2) p. 50]
- 構成府県は、洪水予報河川等以外の河川について、危機管理型水位計の設置や避難判断水位の設定を推進。構成府県は、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績の活用等により市町村へ浸水想定情報を提供 (国交省「水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画」及びH29防災基本計画修正) [追記：Ⅱ-3-(2)-① p. 36]

② 事前対応計画(タイムライン)の策定

- 構成団体は、関係機関と連携し、大規模な高潮災害等の発生に備えた広域避難などのタイムラインを策定 (国交省「水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画」) [修正：Ⅱ-2-(6) p. 30～31、Ⅲ-2-(3) p. 74]

③ 企業防災の推進

- 構成団体は、中小企業等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会議所等と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を促進 (R元防災基本計画修正) [追記：Ⅱ-1-(9)-③ p. 28 【地】Ⅱ-1-(8)-② p. 21]

(3) 関係機関との連携強化

① 大規模氾濫減災協議会との連携

- 広域連合及び構成府県は、洪水予報河川等ごとに組織する大規模氾濫減災協議会と連携し、多様な関係機関の参画による洪水被害の軽減を総括的・一体的に推進 (H29水防法改正) [追記：Ⅱ-1-(4) p. 24、Ⅱ-2-(5) (6) p. 30～31、Ⅱ-5-(1)-③ p. 60]

② 構成団体による民間と連携した浸水対策の推進

- 民間事業者等との災害時の施設維持修繕協定の締結 (H27下水道法改正) [追記：Ⅱ-3-(2) p. 38]
- 浸水被害対策区域における民間雨水貯留施設を活用した浸水被害の軽減 (H27下水道法改正) [追記：Ⅱ-3-(2) p. 38]
- 水防管理者による浸水被害軽減地区の指定促進 (H29水防法改正) [追記：Ⅱ-3-(2) p. 36]

(4) 風水害に強い地域づくりのためのハード整備等

構成府県又は構成団体は、近年の施設能力を上回る自然災害の発生に対応して、人命を守るために必要なハード対策等を緊急に実施 [追記：Ⅱ-3-(2) p. 35, 39]

河川 (p. 35)	治山 (p. 39)	土砂災害 (p. 39)
<ul style="list-style-type: none"> バックウォーター現象等により水位上昇のリスクがある本川と支川の合流部等での堤防の強化や排水能力の増強 (国交省「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方」) 人命被害リスクの高い区域での樹木伐採、河道掘削等の保全対策の推進 (国交省「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方」) ダム容量や放流能力の増強、下流河川の改修等とこれらを踏まえた操作規則の変更によるダムの洪水調節機能の向上・確保 (国交省「水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画」) 	<ul style="list-style-type: none"> 脆弱な地質地帯における山腹崩壊や巨石・流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策の推進 (R元防災基本計画修正) 住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検の実施 (R元防災基本計画修正) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において透過型砂防堰堤の整備 (H30防災基本計画修正) 土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において砂防堰堤及び遊砂地等の整備 (R元防災基本計画修正) 代替性のない避難所及び避難路等や被災した場合に重大な影響を与えるインフラを保全する砂防堰堤等の整備 (国交省「水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画」)

(5) 防災気象情報の改善

雨の降り方が局地化・集中化・迅速化している新たなステージに対応して、気象庁が防災気象情報を改善

① 危険度分布の整備 (H29)

- 災害発生との相関が高い指数を用いて危険度を5段階表示したメッシュ情報の提供。また、5kmメッシュから1kmメッシュに高解像度化 [追記：Ⅱ-4-(1)-④ p. 49]

② 大雨特別警報の精度向上 (H29)

- 危険度分布を活用して市町村単位での発表に改善 [追記：Ⅱ-4-(1)-⑤ p. 50]

③ その他

- 「警報級の現象になる可能性 (H29)」、「危険度を色分けした時系列 (H29)」の提供開始 [追記：Ⅱ-4-(1)-① p. 48]